

# インフルエンザの出席停止期間について

平成24年4月1日から、学校保健安全法施行規則第十九条の改正により、インフルエンザの出席停止期間が変更されました。変更内容は以下の通りです。

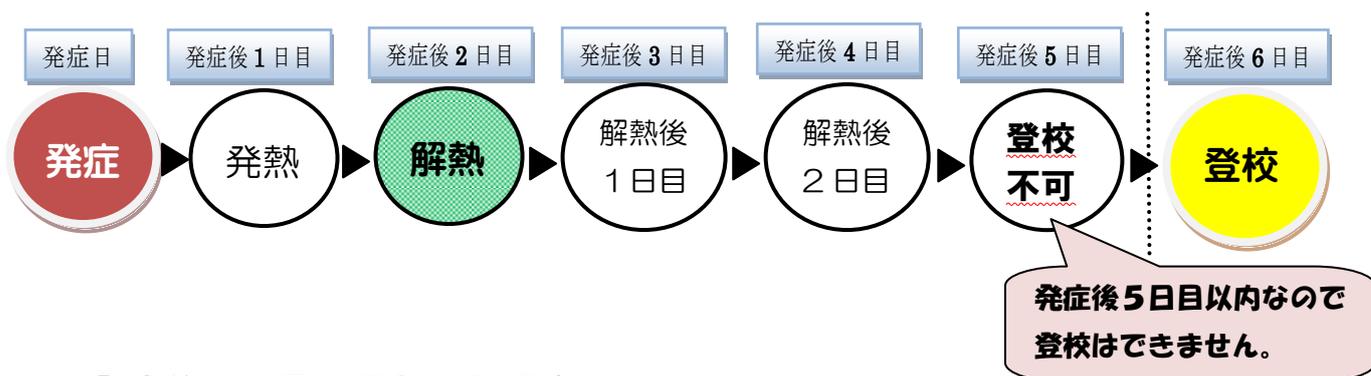
**「発症した後5日を経過し、かつ、  
解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで」**

**(★発症した日、解熱した日は日数に入れません。)**

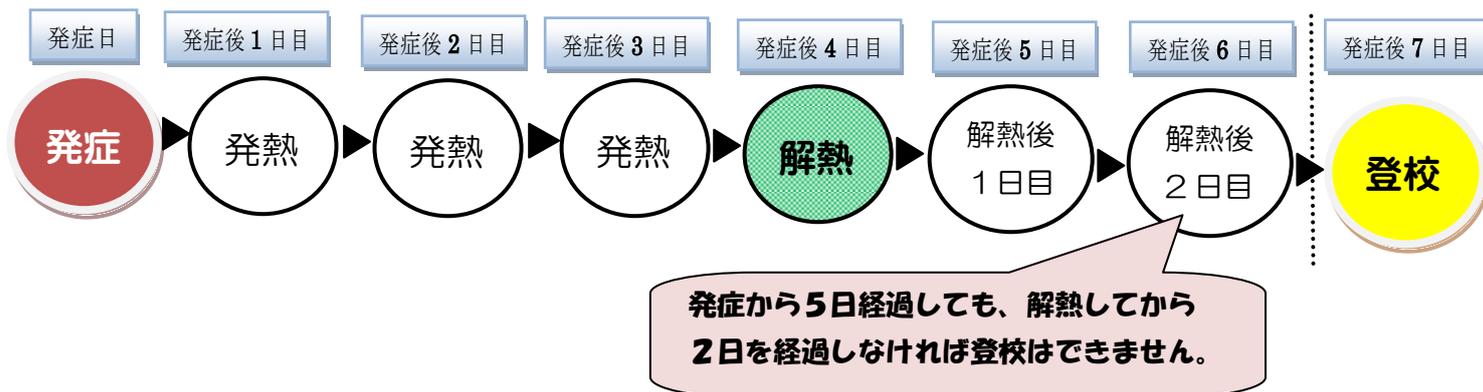
※改正前：解熱した後2日を経過するまで

例えば・・・

## <発症後2日目に解熱した場合>



## <発症後4日目に解熱した場合>



抗インフルエンザ薬の効果で、ウイルスが体内に残っていても熱が下がるようになりました。そのため、解熱後2日を過ぎても感染力が続くことから、このように改められました。

感染力が弱くなるまで登校を控えていただくことで、校内での流行を防ぐことができます。インフルエンザによる欠席は出席停止扱いとなり、欠席にはなりませんので、病院を受診し、医師の指示に従い、無理せず快復に努めましょう。